

第15回 国と地方のシステムWG 御説明資料

平成30年11月15日
環境省

廃棄物処理施設の長寿命化に向けた支援

- 地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである**廃棄物処理施設の長寿命化**に当たり、循環型社会形成推進交付金により市町村等を支援。
- また、長寿命化総合計画を策定するための調査等についても支援

(支援策の具体的内容)

- 地域の創意工夫による市町村等の廃棄物処理施設の整備に対する交付金
(交付率: 1/3又は1/2)
- 老朽化した廃棄物処理施設の更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する**施設の改良・改造による長寿命化の取組**について重点的に支援

■ 基幹的設備改良事業

施設の基幹的設備の改良による長寿命化と併せて、省エネ対策等のCO2削減や災害に備えた施設の強靱化に資する機能向上を行う事業を支援。

(**長寿命化対策とともに、地球温暖化対策や災害対策を統合的に推進**)

■ 長寿命化総合計画策定支援事業

地域単位の観点から長寿命化が必要な施設に対して**長寿命化総合計画を策定するための調査等**を支援。

(施設老朽化の現状)

○ダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化

※全国1,120施設のうち
築20年超: 473施設
築30年超: 209施設
築40年超: 48施設



○地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれ

- 老朽化した廃棄物処理施設については、適切に整備を行い、**地域における安全・安心を確保**することが必要。
- 施設の改良・改造による長寿命化を図ることによって、**既存ストックの有効利用**が図られ、**中長期的に財政負担を平準化・軽減**。

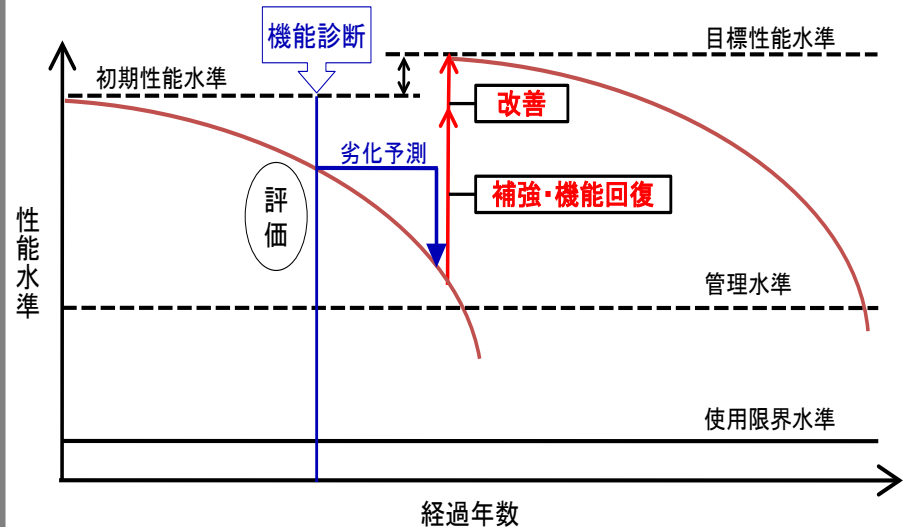
廃棄物処理施設の長寿命化計画（個別施設計画）策定に向けた技術的支援

効率的な施設整備や保全管理を充実することを通じて、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減する「ストックマネジメント」を効率的に実施するガイドラインとして、「**廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き**」等を取りまとめ、自治体等に対して周知するなど、技術的支援を実施。

（支援策の具体的内容）

- 自治体等が廃棄物処理施設を含む「公共施設等総合管理計画（行動計画）」や、廃棄物処理施設毎の「個別施設計画」を策定するに当たり、以下のとおり、技術的支援を実施。
- **「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」**を平成22年3月に策定（平成27年3月に改訂）し、自治体に周知
⇒ストックマネジメントの考え方にに基づき、地域単位での広域的な観点も考慮しつつ、自治体等が処理施設の長寿命化計画を作成する際の手引き。
- **廃棄物処理施設の「行動計画（案）」及び「個別施設計画の様式（案）」**を平成27年7月に策定し、自治体に周知
⇒自治体による行動計画及び個別施設計画策定の参考となるよう、環境省全体の行動計画に先立ち、廃棄物処理施設に特化して案を策定。

（施設長寿命化のイメージ）

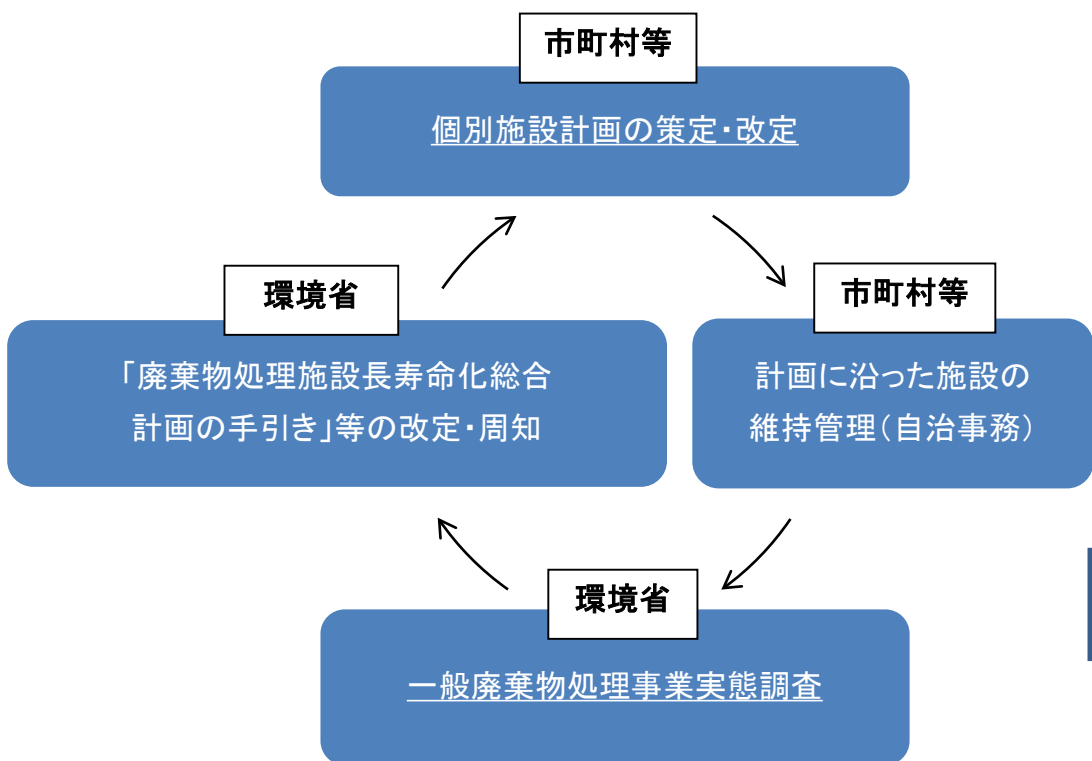


- 環境省では、廃棄物処理施設も含めた環境省全体の「**インフラ長寿命化計画（行動計画）**」を平成28年3月に策定。
- 今後、各自治体等の「行動計画」及び「個別施設計画」の**作成状況等のフォローアップ**を継続的に実施。

一般廃棄物処理事業等実態調査による進捗管理

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、国は、市町村等の責務である一般廃棄物の処理に関して、「廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに技術的支援に努めること」とされている。
- 環境省では、昭和47年から、「一般廃棄物処理事業実態調査」を年に一度実施し、各市町村等における1年間のごみ処理状況や整備状況等について把握し、公表している。

(進捗管理の概念図)



「廃棄物処理施設長寿命化総合計画」

- インフラ長寿命化基本計画に基づく「個別施設計画」に相当するもの。
- 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」(平成22年3月策定)に基づき、延命化目標年や施設規模、施設整備・点検等の計画、延命化対策や維持管理・更新費の将来見込み等について規定。

- 市町村等による「個別施設計画の策定状況」等を調査項目として追加(平成28年度)。
- 毎年、KPI(個別施設計画の策定率)の進捗管理を行う(平成28年度～)。